

別記第1号様式（第2条、第3条関係）

介護支援専門員登録申請書兼介護支援専門員証交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏 名

〔 昼間連絡のつく連絡先電話番号  
（自宅・携帯電話・勤務先・その他（ ））  
— — 〕

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
介護保険制度の適正な実施を図るために必要があるときは、登録された事項を国又は他の都道府県に提示することに同意します。

記

申請区分 ※該当するものに○	① 登録及び交付 (法第69条の2第1項) (法第69条の7第1項)	・	② 登録のみ (法第69条の2第1項)	・	③ 交付のみ (法第69条の7第1項)
ふりがな 氏 名	生年月日			年 月 日	
個人番号					
住 所	〒				
申請区分①・②の場合			申請区分③の場合		
実務研修 修了年月日	年 月 日		登録年月日	年 月 日	
			登録番号		
誓 約 書	<p>私は、次の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>1 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの ※介護保険法施行規則（平成11年省令第36号） 第113条の5の2 法第69条の2第1項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>3 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>5 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>6 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者</p> <p>7 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者</p>				
備 考					

(注意事項)

- 1 該当する申請区分①②③のいずれかに○をすること。
- 2 実務研修とは、法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修をいう。
- 3 下記表のとおり書類を添付すること。

申請区分	①（登録及び交付）	②（登録のみ）	③（交付のみ）
添付書類	A、B、D、E	A、B、E	C、D、E
添付書類	<p>A 実務研修修了証明書の写し</p> <p>B 住民票（申請者の氏名及び住所がわかる部分が記載されているもので、発行日から6か月以内のもの。）</p> <p>C 法第69条の7第2項に規定する研修（再研修）を修了した旨の証明書 ※ただし、登録を受けた日から5年以内に交付を申請しようとする者は除く。</p> <p>D 写真（次に掲げるものに限る。） ・ 申請者本人が1人で撮影したもの（カラー、白黒どちらでも可） ・ 申請日から6か月以内に撮影したもの ・ 縦30mm×横24mmの大きさでふちなしのもの ・ 正面、脱帽、無背景、上三分身を撮影した写真で、本人とすぐに判別できる鮮明なもの ・ 写真の裏面に申請者の氏名を記入すること。</p> <p>E 番号確認書類及び身元確認書類の写し（持参の場合は原本を提示）並びに、本人確認書類チェックリスト</p>		

和歌山県証紙貼付  
3,000円

(介護支援専門員証の交付を申請する場合のみ)  
※申請区分①または③の場合